

■第4編では、本学における教育と研究の一翼を担いつつ、これを基盤的に支える役割を果たしている諸組織を取り上げる。

■これらは学内規則上の位置づけがそれぞれ異なる多様な組織から構成されている。本編のタイトルである学内共同教育研究施設とは、「教育職員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設」を指すのみであるが、本編では、こうした施設には含まれない附属図書館、保健センター、事務組織についても扱う。

■本編に含まれる章のうち、第1章の附属図書館及び第2章の保健センターは、本学における教育・研究を支える専門的な組織である。また、第3章の大学院先導機構、第4章のイノベーション推進機構、第5章の国際化推進機構及びその中の組織である国際化推進センターは、学長直轄の組織として、本学における重点項目を推進するために設けられた機構である。第6章の総合情報基盤センター、第7章の大学教育機能開発総合研究センター、第8章の政策創造研究教育センター、第9章の五高記念館、第10章のeラーニング推進機構、第11章の環境安全センターは、本学の教育・研究のための共用の組織である学内共同教育研究施設である。その他の組織として、第12章に本学の教養教育を円滑に運営・実施するための組織である教養教育実施機構があり、また、第13章の埋蔵文化財調査室は、埋蔵文化財調査委員会の下部に設けられた本学の埋蔵文化財調査に従事する組織である。更に、これら教育・研究を主たる目的とする組織とは別に、本学のさまざまな組織と連携して事務を担当する第14章の事務組織がある。

■なお、本来の意味での「学内共同教育研究施設」のうち、生命科学系の研究を行う3センターと自然科学系の研究を行う3センターについては、発足の経緯や組織の構成から、本編では触れず、それぞれ第1編及び第2編で扱うこととした。